



## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 証明日は、平成29年10月3日です。  
平成29年中（1月1日から10月2日）に納めていただいた国民年金保険料の額を証明しています。
- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。  
国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。
  - \* ご家族の保険料も控除の対象となります。  
生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
  - \* 申告の際は納付を証明する書類が必要です。  
国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に保険料を納めたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
  - \* この証明書に記載されている保険料額に、あとから納めた保険料額がある場合は合算して申告してください。  
あとから納めた保険料分の「領収証書」も申告書への添付等が必要です。なお、あとから納めた保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
  - \* 領収証書をなくされた方、再発行をご希望の方は、『ねんきん加入者ダイヤル（電話番号：0570-003-004）』までご連絡ください。
- 前納した国民年金保険料の社会保険料控除  
前納により納めた国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。
  - \* （2）の方法により控除を受けた場合、（1）の方法による控除に戻すことはできません。

### （1）全額を納めた年に控除（2年分をまとめて申告する場合）

本証明書の「納付済保険料額」欄に記載されている合計額が証明額となります。

申告の際には、この欄に金額が記載されている証明書のすべてを添付等してください。

### （2）各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）

各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次のように算出されます。

例1 口座振替で24カ月分（平成29年4月分から平成31年3月分）378,320円を前納された場合

①平成29年の控除対象額（平成29年4月から平成29年12月分までの9カ月分）

$$378,320円 \times 9\text{カ月} / 24\text{カ月} = 141,870円$$

②平成30年の控除対象額（平成30年1月から平成30年12月分までの12カ月分）

$$378,320円 \times 12\text{カ月} / 24\text{カ月} = 189,160円$$

③平成31年の控除対象額（平成31年1月から平成31年3月分までの3カ月分）

$$378,320円 - ① - ② = 47,290円$$

例2 納付書で20カ月分（平成29年8月分から平成31年3月分）318,050円を前納された場合

①平成29年の控除対象額（平成29年8月から平成29年12月分までの5カ月分）

$$318,050円 \times 5\text{カ月} / 20\text{カ月} = 79,513円$$

②平成30年の控除対象額（平成30年1月から平成30年12月分までの12カ月分）

$$318,050円 \times 12\text{カ月} / 20\text{カ月} = 190,830円$$

③平成31年の控除対象額（平成31年1月から平成31年3月分までの3カ月分）

$$318,050円 - ① - ② = 47,707円$$

なお、申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。

\* 本証明書は（2）の方法により控除を受ける場合、最大3年間にわたり使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

● 「①納付済額」欄の証明額は、平成29年1月1日から10月2日までに納めた保険料額です。

● 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。

● 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。

- ・ 厚生年金保険に加入されている場合
  - ・ 平成30年3月または平成31年3月までの保険料を前納されている場合
  - ・ 保険料の未納期間がある場合
- など

● 「①納付済額」欄の証明額は、平成29年1月1日から10月2日までに納めた保険料額です。

● 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。

● 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。

- ・ 厚生年金保険に加入されている場合
  - ・ 平成30年3月または平成31年3月までの保険料を前納されている場合
  - ・ 保険料の未納期間がある場合
- など

● 「①納付済額」欄の証明額は、平成29年1月1日から10月2日までに納めた保険料額です。

● 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。

● 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。

- ・ 厚生年金に加入されている場合
  - ・ 平成30年3月または平成31年3月までの保険料を前納されている場合
  - ・ 保険料の未納期間がある場合
- など